

建築物を立てる場合の規則等制限について

沼津市西浦海浜施設は海岸保全区域と漁港区域にある施設です。

海岸保全区域と漁港区域における建築物制限につきましては、法令や例規により定められており、沼津市への申請や届け出が必要になります。

また、指定管理者として沼津市への自主事業申請が必要となり、ご質問のとおり指定管理期間終了後は現状復帰していただくことになります。

いずれの申請につきましても、内容を沼津市が精査し許可を出します。その際、突堤の機能を損なわないことや、事業の安全性等について審査します。
また、影響が指定範囲区域外に及ぶ場合は利害関係者の同意も必要になります。

中央突堤から海に入る際の護岸の整備でございますが、護岸は波消等の機能を有しているため、機能を損しない設計（例. 護岸（法面）には接しないような設計）をお願いします。

【海岸保全区域】

海岸法第8条において、「海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。」と規定されている。

二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。

●必要な手続き：沼津市海岸法施行条例施行規則第3号様式による申請

【漁港区域】

沼津市漁港管理条例第4条において、「工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘削をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。」と規定されている。

●必要な手続き：沼津市漁港管理条例施行規則第10号様式による届出

【指定管理自主事業申請】

●必要な手続き：自主事業申請